



令和2年 8 月 24 日
中部地方整備局
豊橋河川事務所

豊川・矢作川の河川内樹木を伐採・採取する 事業者等を公募します。

～河川法第25条を適用した公募型樹木採取の試行～

豊橋河川事務所では、豊川及び矢作川の洪水の流れの妨げとなる河道内の樹木伐採を行っています。

しかしながら伐採及び樹木の処分には相当の費用を要することから、樹木の木材資源として有効活用し、河川維持管理コストの縮減をはかる取り組みとして、河道内の樹木の伐採・採取を希望する事業者等（企業及び団体）を公募し、河川法第25条の伐採・採取の許可による河道内樹木採取の取り組みを試行いたします。

1. 公募期間 令和2年 8月24日(月)～ 令和2年 9月25日(金)

2. 伐採

採取期間 令和2年11月 2日(月)～ 令和3年 2月26日(金)

3. 伐採

採取場所 豊川河川敷(豊橋市牛川町地先外)

矢作川河川敷(岡崎市矢作町地先)

※詳細については豊橋河川事務所ホームページ内に掲載します。

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/>)

4. 解 禁 指定なし

5. 配布先 豊橋市政記者会、豊川市政記者クラブ、新城市政記者クラブ、
岡崎市政記者会、岡崎新聞記者会、安城市役所記者室
西尾市役所記者室、碧南・高浜市記者会、豊田市政記者クラブ
豊田市政記者東クラブ、刈谷市政記者クラブ、
知立市政記者クラブ、建通新聞社

6. 問合せ先 国土交通省豊橋河川事務所

いながき よしかず

副所長 稲垣 良和

おかもと けんいちろう

管理課長 岡本 賢一郎

電話:0532-48-2111(代表)

公 募

豊橋河川事務所管内（豊川・矢作川）の河川内樹木を
伐採・採取する事業者等を公募します。
～河川法第 2 5 条を適用した公募型樹木採取の試行～

1. 目的

豊橋河川事務所管内（豊川・矢作川）の河道内には多くの樹木が繁茂し、樹林化が進行しています。これら樹木は、洪水の流れの妨げや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があります。また、河川巡視に支障を来すこともあり、ゴミ等の不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。このため、国土交通省豊橋河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、伐採及び樹木の処分には相当の費用を要することから、伐採した樹木を木材資源として有効活用し、樹木伐採作業のコスト縮減を図る取り組みとして、河道内樹木の伐採・採取を希望する事業者等（企業及び団体）を公募し、河川法第 2 5 条の伐採・採取の許可による河道内の樹木採取の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

（1）応募から採取までの流れ

- ① 豊橋河川事務所管内の豊川、矢作川の樹木を伐採・採取することを希望する者(以下「応募者」といいます。)は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 応募者の選定方法」により、応募書類を審査し、樹木の伐採・採取を行う者（以下「樹木伐採採取者」といいます。）を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、豊橋河川事務所のホームページ（URL は別記）に掲載します。
- ④ 河川法第 2 5 条の許可書（別紙－3）を発行後、作業等の着手が可能となります。

（2）募集期間

令和 2 年 8 月 2 4 日（月） ～ 令和 2 年 9 月 2 5 日（金）

※応募書類は郵送により令和 2 年 9 月 2 5 日（金）までに必着

（3）樹木の伐採・採取場所

- ①豊川左岸河川敷 牛川町（河口からの距離 6.7k～7.6k 付近・約 13,000m²）
 - ②豊川左岸河川敷 下条西町（河口からの距離 11.6k～11.8k 付近・約 8,000m²）
 - ③矢作川右岸河川敷 矢作町（河口からの距離 23.9k～24.4k 付近・約 25,000m²）
- ※より詳細な場所については別添資料－４を参照してください。

（４）作業環境

- ・進入路：別添資料－４にて進入路を参照下さい。
- ・仮置き場：選定後の打合せ時に提示または後日調整とします。

（５）樹木の伐採・採取期間（予定）

令和２年１月２日（月） ～ 令和３年２月２６日（金）

※土日祝日を除く平日の８時３０分から１６時３０分を原則とします。

※関係機関等（道路管理者、警察、地元住民等）との調整により変更となる場合があります。

※河川管理上の支障が生じる恐れがある場合には、河川管理者の指示により、伐採採取期間中であっても伐採採取を中止、中断又は延期する場合があります。

（６）樹木の種類

主に、竹木、広葉樹（ヤナギ等）

（７）伐採・採取の範囲

豊川の伐採・採取場所については、枝葉、幹とする。

根株も希望する場合は選定後に豊橋河川事務所職員と調整願います。

矢作川の伐採・採取場所については、枝葉、幹とする。

（８）伐採・採取の条件

樹木伐採・採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。伐採・採取作業における注意事項については必ず履行してください。

- １．樹木伐採採取者は、許可を得た「伐採範囲内」の樹木の伐採、集積、運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施していただきます。なお、幹を仕分けする場合も、樹木伐採採取者が実施してください。
また、現場外に搬出する前に、河道内に仮置きする場合も、豊橋河川事務所職員と仮置き場所・仮置き方法を事前確認し、出水等の際に、流出しないように作業を行うこと。
- ２．伐採する際、豊川において、根株を含めて伐採を希望する者は、掘削後の高水敷等の土砂復旧方法を豊橋河川事務所職員の指示により復旧してください。根株を残す場合は、樹木の根元から５０ｃｍ程度を残した位置で伐採してください。
- ３．河川環境（野鳥類・水生生物等）に配慮した伐採としたいため、一部の樹木を残した（間引いた）伐採として下さい。存置させる樹木かどうかについては、選定後、伐採前に豊橋河川事務所職員とご確認下さい。

4. 伐採・採取した樹木の数量（m³ 又は t）を計測し、伝票等を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を採取完了時に豊橋河川事務所に提出してください。
5. 全ての採取が完了したのち、現地において豊橋河川事務所職員による履行確認を行います。その際は樹木伐採採取者も立ち会うものとします。
6. 積み込み、運搬時においては事故の発生、第三者被害又は損害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、豊橋河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は樹木伐採採取者に負っていただきます。事故の状況によっては河川法第 25 条の採取許可を取り消す場合もあります。
7. 伐採・採取にあたり、河川管理施設等を損傷した場合には、豊橋河川事務所に速やかに報告するとともに、当該原因者に復旧を求めるものとします。また、河川管理者にて復旧を行う場合は、当該原因者に費用負担を求めるものとします。
8. 河川管理者からの指示があった場合には、無償で伐採・採取を中止、中断又は延期するものとします。
9. 伐採・採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、樹木伐採採取者が行うものとします。
10. 伐採・採取場所においては使用機材等の整理整頓、盗難防止に努めてください。盗難等があった場合にも、全ての責任は樹木伐採採取者が負うものとします。また、出水等で使用機材等が流出しないように現場管理をお願いします。河川管理者からの撤収・避難等の連絡があった場合には、指示に従って下さい。
11. 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートにご協力願います。

（9）樹木伐採採取者の選定結果の通知

- ①樹木伐採採取者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は令和 2 年 10 月下旬を予定しています。
- ②選定結果については以下 URL のホームページに掲載します。
豊橋河川事務所 H P : <http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- イ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年 勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ロ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ハ 直近 1 年間の税を滞納している者でないこと。
- ニ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続して

いる者でないこと。

ホ 河川法に基づく許可を受けたことがある者は、過去３年間に著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

ヘ その他、豊橋河川事務所長が参加不相当と判断する者でないこと。

４．応募者の選定方法

応募書類の「応募様式（様式－１）」、「伐採採取作業計画書（様式－２）」について伐採・採取計画・実工程の具体性、安全対策等を評価して、「２．（３）樹木の伐採・採取場所」原則、１箇所につき１者を選定いたします。

矢作川については、応募者多数の場合は１箇所につき２者を選定する場合もある。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

応募者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

５．応募方法

（１）提出資料

河道内樹木の伐採・採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した「**応募書類**」及び「**伐採採取作業計画書**」を作成し、以下の送付先へ郵送等にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式（様式－１）」「伐採採取作業計画書（様式－２）」に、以下の必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと選定されない場合がありますので、ご注意ください。

【応募様式（様式－１）】

１．応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・ＦＡＸ番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用します。

２．樹木伐採・採取希望場所

３．伐採・採取の目的

４．現地状況の確認

・現地状況確認の有無

５．伐採・採取の方法

６．伐採・採取の期間

７．応募参加資格

【伐採採取作業計画書（様式－２）】

１．実施予定期間、作業予定日

2. 作業実施責任者氏名、連絡先、保有資格等
3. 運搬方法（運搬車両、運搬ルート等）
4. 伐採・採取に関する安全管理方法（安全対策）

※「応募様式（様式－１）」、「伐採採取作業計画書（様式－２）」を参照下さい。

（２）応募書類の送付先

〒441-8149 豊橋市中野町字平西 1－6

国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課 宛

（３）応募書類の提出期限

令和 2 年 9 月 2 5 日（金）必着

6. 留意事項

1) 伐採・採取樹木の扱いについて

河道内樹木を廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、採取樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可を必要としません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は、廃掃法に基づき適正に対処してください。

2) 樹木の伐採・採取に係る費用について

伐採・採取作業に要する費用については、樹木伐採採取者として選定された者が負担するものとします。

3) 河川法申請について

河川内樹木の伐採・採取は、河川法第 2 5 条の許可を要する行為であるため、選定された樹木伐採採取者は、河川法申請（別紙－3）を行っていただきます。

なお、伐採採取作業計画書は、申請書類の一部として利用することができます。

4) 採取料について

河川法第 3 2 条の規定により、都道府県知事は同法第 2 5 条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木採取においては、採取料は発生しないことを愛知県の河川管理担当部局と確認しています。

5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課

TEL：0532-48-8105 FAX：0532-48-8100

受付時間：平日の 9 時から 1 6 時まで

※問い合わせは、電話・F A Xにて受付致します。F A Xの場合は、折り返しの連絡先（電話番号及びF A X番号）を必ず記載頂くようお願い致します。

5. 伐採・採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
- ☐ 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
- ☐ その他の方法 ()
- (小割方法) ☐ 仮置き場で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
- ☐ 仮置き場で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
- ☐ その他の方法 ()
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
- ☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
- ☐ その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 伐採・採取の期間

作業予定期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日（のうち 日間）を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可）：○○○-○○○○-○○○○

緊急連絡先 : ○○○○-○○○○-○○○○

FAX : ○○○-○○○-○○○○

メールアドレス : ○○○○

なお、FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採・採取の応募資格について、該当箇所すべてチェック☑を記載。

- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条又は第 7 1 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近 1 年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- 河川法に基づく許可を受けたことがあるものの者は、過去 3 年間に著しく不誠実な行為のあった者ではない。

以上

令和 年 月 日

豊橋河川事務所長 宛

伐採採取者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

伐採・採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) ○○ : ○○～○○ : ○○

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- (作業時服装) ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・ 枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整) ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
- (有事対応) ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・ 採取樹木を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
- (坂路管理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・ 許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項（運搬時配慮事項等）があれば記載願います。選定時の評価対象とします。

※その他、伐採採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載願います。選定時の評価対象とします。

以上

(甲様式)

様式－ 3

許 可 申 請 書

年 月 日

国土交通省中部地方整備局長 殿

申 請 者	住 所	
	氏 名	印

別紙のとおり河川法第 2 5 条の許可を申請します。

(連 絡 先) 氏 名

電 話 番 号

(乙様式)

(河川の産出物の伐採・採取)

1 河川の名称

一級河川 ○○水系 ○○川

2 伐採・採取の目的

3 伐採・採取の場所及び伐採・採取に係る土地の面積

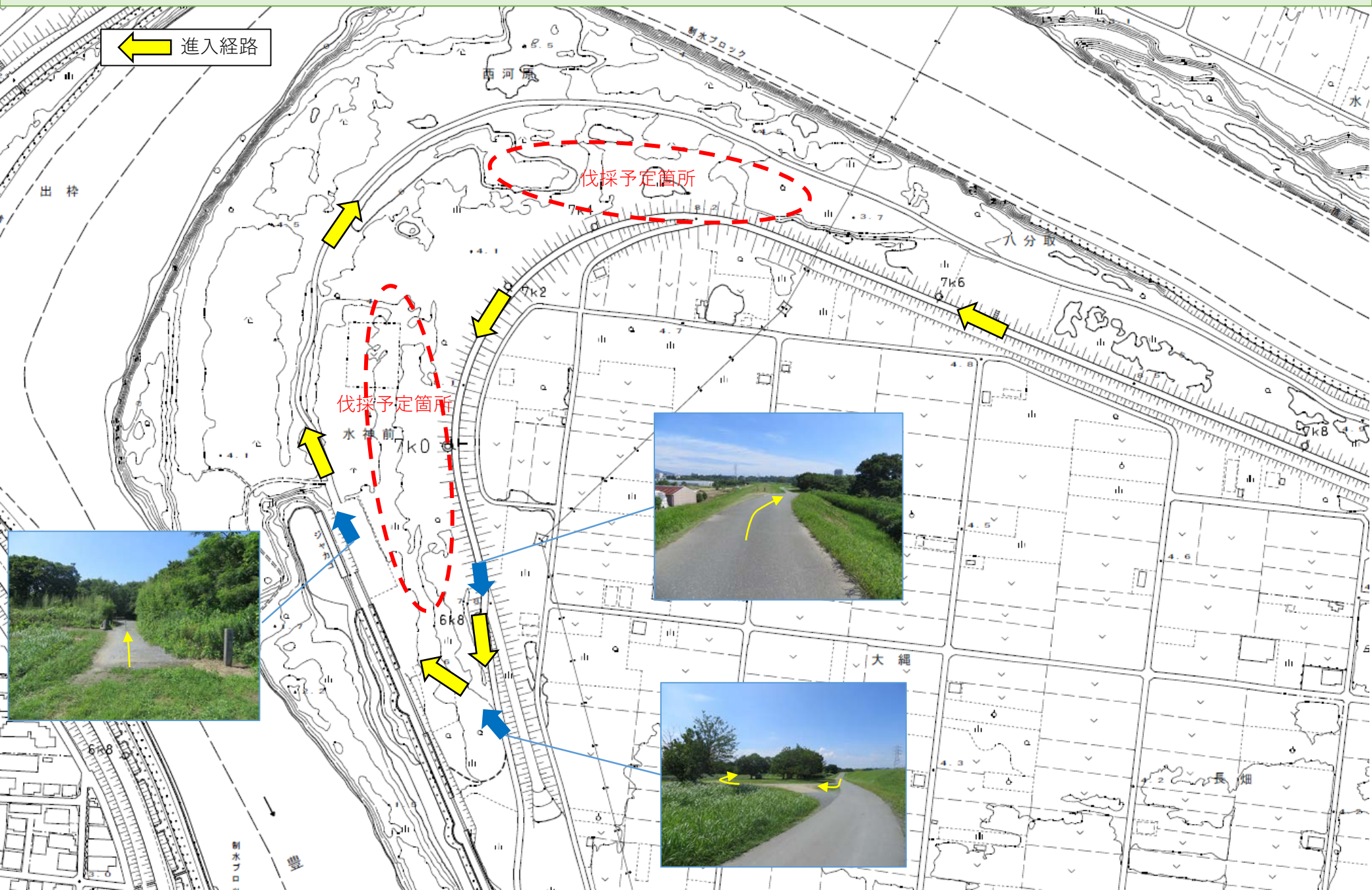
4 河川の産出物の種類及び数量

5 伐採・採取の方法

6 伐採・採取の期間

許可の日から 日間









岡崎市

岡崎市

日名橋

日名本町

矢作町

矢作川

伐採対象面積：約25,000m²
伐採対象量（木幹）：約1,000t（推定）

No. 3 進入経路図 (矢作地区)

別紙 - 4

